

議案第四六號

職員の懲戒の手續及び効果に関する條例制定に付いて

職員の懲戒の手續及び効果に関する條例を次のように定める

昭和二十八年十一月二十八日

三朝町長 坂出 雅



昭和廿八年十一月廿八日

議長 天野 廉二



三朝町條例第

第

職員の懲戒の手續及び効果に関する條例

(この條例の目的)

第一條 この條例は地才公務員法(昭和二十五年法律第三百六十一號以下)法」という)第二十九

條第二項の規定に基き職員の懲戒の手續及び効果に關し規定することとを目的とする

(懲戒の手續)

第二條 戒告、減給、停職又は懲戒処分としての免職の処分はその旨を記載した書面を当

該職員に交付して行わなければならない

(減給の効果)

第三條 減給は一日以上六月以下給料及びこの水に対する勤務地手当の合計額の十分の一

以下を減するものとする

(停職の効果)

第四條 停職の期間は一日以上六月以下とする

2. 停職者はその職を保有するが職務に従事しない

3. 停職者は停職の期間中、いかなる給夫も支給されない

(この條例の與施に關し必要な事項)

第五條 この條例の與施に關し必要な事項は三朝附規則で定める

附 則

- 一 この條例は公布の日から施行する。
- 二 本條例の適用に關する條例(昭和二十八年三朝附條例第五号)中職員の徴収の手続及び効果に關する條例は廃止する。